平成２４年（フ）第２号
愛知県豊橋市天伯町字美吉16番地８
債務者　藤田　真司
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１号
愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢13番地21　グリーンライフ山ノ沢２－Ａ、従前の住所北海道札幌市南区藤野５条７丁目８番11号
債務者　津山　　隆
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１２号
愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢13番地21　グリーンライフ山ノ沢２－Ａ
債務者　津山　高子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３号
愛知県新城市杉山字大東33番地３
債務者　上谷　陽子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２５号
愛知県豊橋市つつじが丘２丁目８番地１208
債務者　島　　和則
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４３号
川崎市幸区下平間330番地３　503
債務者　武藤　　隆
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７号
石川県小松市白江町ロ81番地１　フランシェル401号、従前の住所石川県小松市福乃宮町２丁目72番地３
債務者　入江　廣輝
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５５１号
岡山市中区雄町571番地１　フレグランス雄町Ａ101
債務者　木村　聡子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
栃木県小山市犬塚４丁目５－１　グリーンテラスⅠ106、住民票上の住所栃木県小山市大字千駄塚385番地１
債務者　山内　久子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４号
島根県益田市中垣内町778番地
債務者　竹内　武美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１６７６号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目31番１号
債務者　牛尼　共子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
長崎県佐世保市白木町３番45号　よし荘１階Ｂ３、旧住所長崎県佐世保市戸尾町19番45号ベルビュー戸尾201号
債務者　白石　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
静岡市清水区江尻台町８番14号
債務者　野村　　香
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８号
静岡市駿河区北丸子２丁目15番20―201号
債務者　増田　拓哉
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３号
北海道中川郡幕別町札内桜町48番地の１　リバーサイドマンション１－Ｂ
債務者　西　　正広
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係